

電力小売供給契約のご契約に関する重要事項

以下の事項を必ずお読みいただいた上で、お申し込みください

「やめのでんき」は、みやまスマートエネルギー株式会社が生産する電力をやめエネルギー株式会社（以下「当社」といいます）が取次提供する電力です。

尚、供給エリアは九州電力管内（離島は除く）となります。

1. 料金について

お客さまに適用される基本料金、電力量料金単価および料金の算出方法は、以下に示すとおりとなります。

やめのでんき「従量電灯プラン」

(消費税込み)

プラン名	契約容量	基本料金 (円)	電力量料金 (1 kWh あたり) (円)		
			120 kWh まで	~300 kWh	300kwh 超
従量電灯 Bプラン	30A	866.05	17.13	22.63	24.29
	40A	1,143.00			
	50A	1,428.80			
	60A	1,714.60			
従量電灯 Cプラン	6kVA~49kVA	1kVAあたり285.80	17.13	22.63	24.29

【算出方法】 = 基本料金 + 電力量料金単価 × ご使用電力量 (kWh) + 燃料費調整額 + 再生可能エネルギー発電促進賦課金

2. お申し込み方法、ご契約の成立、供給の開始および契約期間について

- 電力小売供給契約は、当社所定の様式によってお客さまよりお申し込みいただき、これに対して、当社が供給承諾の意思表示を行ったときに成立いたします。ただし、当社は、法令、電気の供給状況、供給設備の状況、当社の設定する与信基準等により、電力小売供給契約の申込みを承諾できない場合があります。
- 当社は、お客さまの電力小売供給契約の申込みを承諾したときに、お客さまに供給開始予定日を通知し、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- 契約期間は、電力小売供給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降最初に訪れる1年目の検針日の前日までといたします。
- 契約期間満了に先だって、お客さまと当社の双方から、電力小売供給契約の終了または変更の申出がない場合は、電力小売供給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

3. 契約電力・契約電流・契約容量

お申込時に申出の契約電力、契約電流または契約容量とします。必要がある場合、当社、小売電気事業者およびお客さまとの協議によって決定いたします。

4. 計量器等の取付け

契約の成立に伴って一般送配電事業者が計量器を取替える場合がありますが、この取替えにかかる費用は原則として、一般送配電事業者が負担し、お客さまに負担していただくことはありません。なお、計量器の取替作業に伴って短時間の停電をお願いする場合がありますことをご了承いただきます。

5. 工事費の負担について

(1) お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、これに伴い新たに施設される配電設備もしくは特別供給設備、またはお客さまの希望によって供給設備を変更する場合において、当社または小売電気事業者が託送供給等約款に基づいて一般送配電事業者より工事費の負担を求められる場合は、お客さまにその負担金をお支払いいただきます。

(2) その他お客さまの都合に基づく事情により当社または小売電気事業者が一般送配電事業者から工事

費の負担を求められた場合には、お客さまに工事費を負担していただきます。

6. 供給電圧について

供給電圧は、標準電圧 100V または 200V となります。また、周波数は、60Hz となります。

7. 使用電力量の計量方法、料金の算定期間

使用電力量は、一般送配電事業者が設置する計量器により計量いたします。料金の算定期間は、前月の検針日（一般送配電事業者が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日をいいます。）から当月の検針日の前日までとします。なお、基本料金について日割計算は実施いたしません。

8. お支払方法について

(1) 料金については毎月規定する支払期日に、工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。そのときの支払いにともなう費用は、お客さまの負担いたします。

(2) 支払期日を過ぎてもお支払いいただけない場合、翌月の電気料金に延滞利息を上乗せして請求する場合があります。

9. ご契約の変更・解約およびそれに係る料金について

(1) ご契約内容の変更またはご契約の解約をご希望される場合には、当社問合せ先へお電話いただき、お手続きをしていただきます。

(2) お客さまが契約電流、契約容量もしくは契約電力を新たに設定し、または増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約電流、契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合は、当社は電力小売供給契約の消滅または変更の日に、託送供給等約款に基づき一般送配電事業者から請求を求められる料金および工事費を精算させていただきます。ただし、非常変災等やむを得ない理由による場合を除きます。

10. 当社から契約の変更に関する事項について

(1) 当社は、小売電気事業者として電力供給を行う体制整備を行います。

(2) 上記 (1) が完了次第お客さまへは、みやまスマートエネルギー株式会社から当社へ電力供給条件は変更せず契約変更を行う旨を検針票により通知致します。お客様から検針票の発行日より 30 日以内にご連絡が無い場合は、承諾頂いたものとし、検針票に記載日時より契約変更を行います。

11. 当社から契約の解除に関する事項について

お客さまが、次のいずれかに該当する場合には、契約を解除することがあります。なお、この場合には 15 日前までにその旨をお知らせいたします。詳細は、電気供給約款第 41 条をご参照下さい。

(1) お客さまが次のいずれかに該当する場合

- ・電気料金を、支払期日を経過してなお支払わない場合
- ・当社との他の契約（既に消滅しているものを含みます）における債務を期日までに履行しない場合
- ・当社が定める電気供給約款によって支払いを要することとなった電気料金以外の債務（延滞利息や工事負担金等）を履行しない場合

(2) お客さまが、当社へ通知をせずに、その需要場所から移転し、電気を使用していないことが明らかな場合

(3) お客さまが次のいずれかに該当し、一般送配電事業者から託送供給を停止した場合またはその恐れがある事実が判明した場合

- ・お客さまの責めとなる理由により保安上の危険が生じた場合
- ・需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合
- ・一般送配電事業者が無断で一般送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備との接続を行なった場

合

- ・電気工作物の改変等によって不正に一般送配電事業者の電線路を使用、または電気を使用された場合
- ・契約した負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用したにもかかわらず、契約変更に応じない場合
- ・その他、当社が定める電気供給約款に反した場合

12. 違約金

- (1) お客さまが電気工作物の改変等によって不正に電気を使用され、そのために料金の全部または一部の支払を免れた場合には、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として支払っていただきます。
- (2) (1)に定める「免れた金額」とは、当社が定める電気供給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間を確認できない場合は、6ヶ月以内で当社が合理的に決定した期間といたします。

13. 需要場所への立ち入りによる業務の実施について

計量器の確認や、法令で定めるところによる保安のために必要なお客さまの電気工作物の検査等を実施するために、当社および一般送配電事業者が、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。詳細は、電気供給約款第20条をご参照下さい。

14. 保安に対するお客さまの協力について

- (1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社および一般送配電事業者にご通知していただきます。この場合には、当社および一般送配電事業者は、ただちに適切な処置をいたします。
 - ・お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当社および一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - ・お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社、小売電気事業者および一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社にご通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当社、小売電気事業者または一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社にご通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当社は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

15. その他お客さまの協力について

「12.需要場所への立ち入りによる業務の実施について」および「13.保安に対するお客さまの協力について」に定めるほか、一般送配電事業者が定める託送供給等約款に規定された事項を遵守していただきます。詳細は、電気供給約款第21、24および第25条をご参照下さい。

16. 信用情報の共有

お客さまが、電気料金その他の債務について、当社の定める支払期日を経過してなお支払われない場合には、お客さまの氏名、住所、支払い状況等の情報を、他の小売電気事業者等へ提供することがあります。

17. 反社会的勢力の排除

お客さまには、自己（自己が法人の場合は、代表者、役員または実質的に経営を支配する者）が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力団等の反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことおよび、以下の各項目について確約いただくもの

とします。なお、お客さまが当該確約に違反した場合、当社は、事前に通知せずに、当該お客さまとの電力小売供給契約を解除することができるものとします。この場合、当該お客さまに損害が生じた場合でも、当社は一切責任を負わないものとします。

- ・自己が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しておらず、また今後もそのようなことはないこと。
- ・自らまたは第三者を利用して、当社および当社の役職員に対し暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いず、当社の名誉や信用を毀損せず、当社の業務を妨害しないこと。

18. その他

- (1) この書面は電気事業法第 2 条の 13 の規定に従い、電力小売供給契約を締結するにあたって重要な事項を説明するものです。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申度いただきますようお願いいたします。なお、この書面に記載の電気料金その他の供給条件は「電気供給約款」に基づきます。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。この書面に記載のない事項の取扱いは、当社が定める電気供給約款および一般送配電事業者が定める託送供給等約款によります。
- (2) 当社は電気供給約款を変更する場合があります。この場合、当社 Web サイトへの掲出その他当社が適当と判断した方法によりあらかじめご案内いたします。
- (3) 当社が電気供給約款等の電力小売供給契約に関する供給条件を説明した書面を交付する場合（契約締結後に書面交付を行う場合ならびに電気供給約款の変更に伴い、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合を含みます）、お客さまは、当社が当社 Web サイトに記載する方法、電子メールに記載または添付する方法、その他当社が適当と判断した方法により行うこと、および、説明内容や記載事項を一部省略することについて同意するものとします。
- (4) 各種お問い合わせは、以下までご連絡ください。

電力供給サービスを提供する取次店	
取次店名	やめエネルギー株式会社（登録番号 A0280）
本社所在地	〒834-0063 福岡県八女市本村 4 2 5 - 4 2
メールによるお問い合わせ	info@yame-e.co.jp ※回答は、9：00～17：00（月曜～金曜：但し年末年始、祝日は除きます）
電話によるお問い合わせ	0943-22-8834 （通話料無料） ※受付時間は、9：00～17：00（月曜～金曜：但し年末年始、祝日は除きます）

電力供給を行う小売電気事業者	
事業者名	みやまスマートエネルギー株式会社（登録番号 A0155）
本社所在地	〒835-0023 福岡県みやま市瀬高町小川 1 5 番地 1
電話によるお問い合わせ	コールセンター 0120-17-3804 （通話料無料） ※受付時間は、9：00～18：00（月曜～金曜：但し年末年始、祝日は除きます）